様式第1号(第7条関係)

1号紙

単身赴任届

　　年　　月　　日提出

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 様 | 職 | 　 | 氏名 |  |
| 勤務公署名 | 　 | 所在地 | 　 |
| 届出の理由 | □　1　新規　□　2　異動　□　3　転居(□本人　□配偶者)□　4　その他(　　　　　　　　)上記事実の発生年月日　　年　　月　　日 |

　単身赴任手当の支給に関する規則第7条の規定に基づき、次のとおり配偶者等との別居の状況等を届け出ます。(住民票等証明書類　　通添付)

1　異動直前の居住状況等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 異動の発令年月日 | 　　年　　月　　日 | 　 |
| 本人の住居 | 　 |
| 同居者 | □配偶者　□子(生年月日　　　　　　)　□子(生年月日　　　　　　)　　　　　□子(生年月日　　　　　　)　□子(生年月日　　　　　　) |

2　現在の居住状況等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 配偶者と別居した年月日 | 　　年　　月　　日 | 　 |
| 配偶者と別居した事情 | 　 |
| 本人の住居 | 　 | 入居年月日 | 　　年　　月　　日 |
| 本人の住居における同居者 | □子(生年月日　　　)　□子(生年月日　　　)　□子(生年月日　　　)□その他(続柄　　　)　□その他(続柄　　　)　□その他(続柄　　　)□その他(続柄　　　) |
| 配偶者の住居 | 異動直前の本人の住居と | □同じ。□異なる。(　　　　　入居年月日　　　　) |
| 異動直前の住居から勤務公署までの通勤経路および方法 | 2号紙の(1)に記入 |
| 配偶者の住居から勤務公署までの通勤経路および方法 | 2号紙の(2)に記入 |
| 配偶者の住居から本人の住居までの交通経路および方法 | 2号紙の(3)に記入 |

(「記入上の注意」については、裏面を参照のこと。)

〔裏面〕

記入上の注意

　1　「届出の理由」欄には、該当する理由の□にレ印を付し(新規の場合は理由の1のみにレ印を付する。)、理由の4に該当する場合は内容を(　)内に記入する。

　2　「届出の理由」欄中「2　異動」とは、既に単身赴任手当の支給を受けている者が、更に公署を異にする異動をした場合の当該異動をいい、「3　転居」とは、既に単身赴任手当の支給を受けている者が、更に住居を移転した場合の当該転居をいう。

　3　配偶者のない者にあっては、「配偶者」とあるのを「異動直前に同居していた満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」と読み替えて記入する。

　4　届出の理由の1以外に該当する場合は「1　異動直前の居住状況等」は記入を要しない。

　5　「1　異動直前の居住状況等」および「2　現在の居住状況等」において「異動」とは、別居の原因となった公署を異にする異動をいう。

　6　在勤する公署が移転した者にあっては、「異動」とあるのを「移転」と読み替えて記入する。

　7　職員以外の地方公務員、国家公務員もしくは規則第5条第1項に規定する法人に使用される者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受けることとなった者、定年前再任用（暫定再任用を含む。）をされた者または公益的法人等への福井県職員等の派遣等に関する条例第2条第1項の規定による派遣から職務に復帰した者にあっては、「異動」とあるのをそれぞれ「適用」、「定年前再任用（暫定再任用を含む。）」または「復帰」と読み替えて記入する。

　8　異動に伴い配偶者と別居した場合で、配偶者の住居が異動直前の本人の住居と同じときは、「配偶者の住居から勤務公署までの通勤経路および方法」欄は記入を要しない。

　9　異動に伴って配偶者とともに住居を移転し、その後に配偶者と別居した場合は、「異動直前の住居から勤務公署までの通勤経路および方法」欄は記入を要しない。

　10　「通勤(交通)方法の別」欄には、通勤等の順路に従い、徒歩、○○線等の別を記入する。

　11　別居後に配偶者を欠くこととなった場合は、異動直前に配偶者がないものとした場合について記入する。

2号紙

(1)　異動直前の住居から勤務公署までの通勤経路および方法

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 順路 | 通勤方法の別 | 区間 | 任命権者記入欄 | 順路 | 通勤方法の別 | 区間 | 距離 |
| 1 | 　 | 住居から(　経由)　まで | 1 | 　 | 住居から(　経由)　まで | ・　km |
| 2 | 　 | 　　から(　経由)　まで | 2 | 　 | 　　から(　経由)　まで | ・　km |
| 3 | 　 | 　　から(　経由)　まで | 3 | 　 | 　　から(　経由)　まで | ・　km |
| 4 | 　 | 　　から(　経由)　まで | 4 | 　 | 　　から(　経由)　まで | ・　km |
| 5 | 　 | 　　から(　経由)　まで | 5 | 　 | 　　から(　経由)　まで | ・　km |
| 6 | 　 | 　　から(　経由)　まで | 　計(規則第3条の規定による通勤距離) | ・　km |
| 経路略図(経路朱線) |

(2)　配偶者の住居から勤務公署までの通勤経路および方法

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 順路 | 通勤方法の別 | 区間 | 任命権者記入欄 | 順路 | 通勤方法の別 | 区間 | 距離 |
| 1 | 　 | 住居から(　経由)　まで | 1 | 　 | 住居から(　経由)　まで | ・　km |
| 2 | 　 | 　　から(　経由)　まで | 2 | 　 | 　　から(　経由)　まで | ・　km |
| 3 | 　 | 　　から(　経由)　まで | 3 | 　 | 　　から(　経由)　まで | ・　km |
| 4 | 　 | 　　から(　経由)　まで | 4 | 　 | 　　から(　経由)　まで | ・　km |
| 5 | 　 | 　　から(　経由)　まで | 5 | 　 | 　　から(　経由)　まで | ・　km |
| 6 | 　 | 　　から(　経由)　まで | 　計(規則第3条の規定による通勤距離) | ・　km |
| 経路略図(経路朱線) |

(3)　配偶者の住居から本人の住居までの交通経路および方法

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 順路 | 交通方法の別 | 区間 | 任命権者記入欄 | 順路 | 交通方法の別 | 区間 | 距離 |
| 1 | 　 | 住居から(　経由)　まで | 1 | 　 | 住居から(　経由)　まで | ・　km |
| 2 | 　 | 　　から(　経由)　まで | 2 | 　 | 　　から(　経由)　まで | ・　km |
| 3 | 　 | 　　から(　経由)　まで | 3 | 　 | 　　から(　経由)　まで | ・　km |
| 4 | 　 | 　　から(　経由)　まで | 4 | 　 | 　　から(　経由)　まで | ・　km |
| 5 | 　 | 　　から(　経由)　まで | 5 | 　 | 　　から(　経由)　まで | ・　km |
| 6 | 　 | 　　から(　経由)　まで | 　計(条例第11条の2第2項の規定による交通距離) | ・　km |
| 経路略図(経路朱線) |